



土橋周辺まちづくりニュース

VOL.47 令和7年3月 発行



日頃は土橋区画整理事業に御協力いただき、ありがとうございます。まちづくりニュースを作成しました。事業の進捗状況などをご案内します。ご確認くださいませようお願いします。

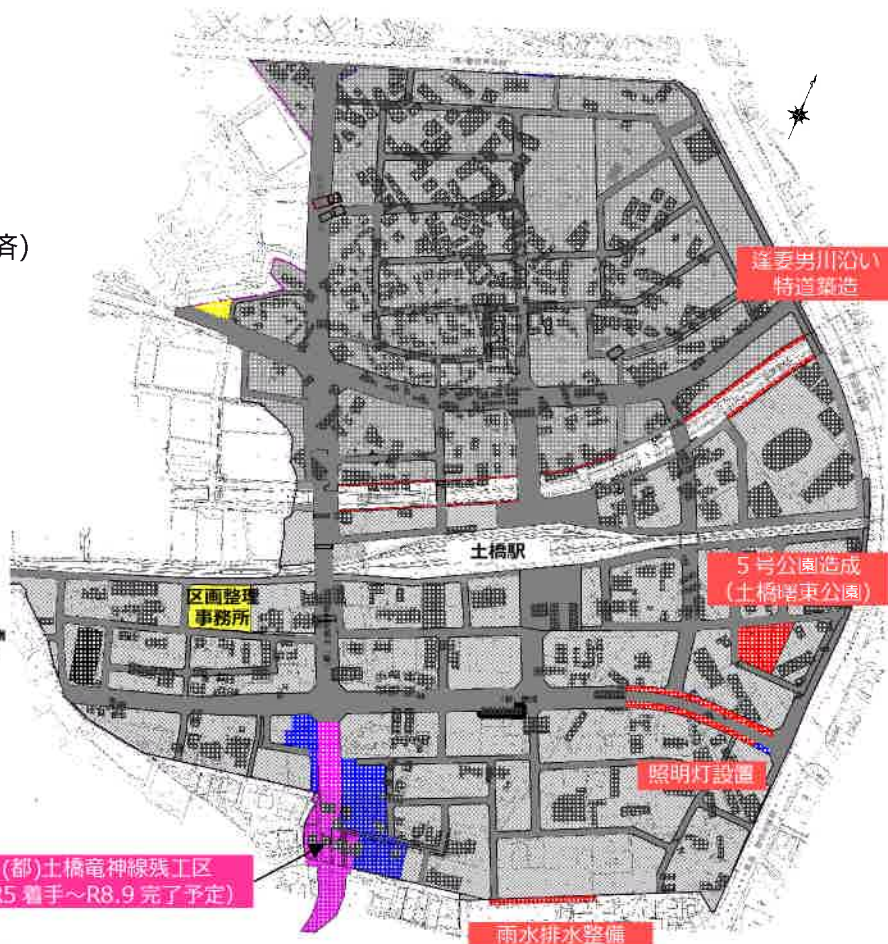
● 事業の進捗状況 ●

■ 今後の工事予定

- 施工済区域
- 令和6年度（着手済）
- 令和7年度
- 令和5年度～令和8年度（着手済）
- 令和8年度以降



(都) 土橋竜神線残工事区間全景
写真提供：太啓建設（株）



■ 公園の整備予定



※公園の整備予定時期は予算の状況等に応じて変更する場合があります

下記2公園については、令和7年3月21日から利用できるようになります。

土橋八幡社東公園

遊具：ステップ遊具
鉄棒
山形ラダー（うんてい）
その他：あずまや、ベンチ
手洗い場 など



1号土橋公園

遊具：ステップ健康遊具
ぶらさがり遊具など
その他：あずまや、ベンチ
手洗い場 など

◎豊田土橋土地区画整理審議会委員を改選しました

土地区画整理事業の適正な運営を図るため、土地区画整理法に基づく「審議会」の委員を任期満了に伴い、令和7年1月に改選しました。

氏 名				
須藤 信彦	兵藤 定廣	北岡 正明	兵藤 錦二	安藤 初博
須藤 義孝	三浦 孝司	杉本 寛文	須藤 研二	須藤 邦宏

(敬称略)



●仮清算の交付・徴収について●

1 仮清算（交付・徴収）の実施スケジュールについて

- ・対象となる方に順次説明をさせていただいておりますが、仮清算を行う意向を表明された方には下記のとおり交付・徴収を行う予定です。

徴収の方：令和7年3月を予定（対象となる方には既に案内文書を送付しています）

交付の方：令和7年5月を予定（4月に案内文書を送付します）

2 仮清算で交付を受けた方の所得税等の取扱いについて

- ・換地処分により清算金の交付を受けたときは、5,000万円特別控除の特例の適用となります。
- ・ただし、土地所有者の申出または同意により換地を定めない場合に交付を受ける清算金については、課税の特例の適用はありません。
- ・なお、仮清算で交付を受けた方の所得税等の確定申告が必要となる時期ですが、換地処分（令和10年を予定）に伴い清算金が確定したときとなります。それまでに手続きが必要なことはありません。詳しくは、税務署にご相談ください。

●所有権移転届について●

- ・事業地内の土地を売買、贈与、相続等により**所有権移転した場合は、「所有権移転届」の提出をお願いします。**
- ・提出がない場合、仮換地証明の発行など、遅れてしまう場合がありますのでご注意ください。また、共有名義の場合は、「所有権移転届」と併せて、「代表者選任届」が必要になります。

●使用収益開始通知の発送について●

- ・**出来形確認測量（仮換地の面積を確定するための測量）が終了した地域（国道419号から南側）の地権者の方々に使用収益開始通知を6月頃に送付する予定です。**
- ・すでに皆様方には実際に土地を使用いただいておりますが、一定のまとまりをもった範囲における出来形確認測量が全て完了した時点で、その土地の工事が完了したものとみなし、土地区画整理法第99条第2項に基づく使用収益開始できる日の通知を発送することとしています。

<お問合せ> 豊田市役所 土橋区画整理事務所 豊田市曙町5-7

電話 0565-71-5211 FAX 0565-24-5775 e-mail : tuchihasi@city.toyota.aichi.jp

豊田市HP

